具体的な制度内容は国と地方自治体が協議して設計することとなるが、都道府県労働局は、この国と地方の一体的実施について、地方自治体の提案に積極的に協力するとともに、その実施段階においても、地方自治体とともに、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えるよう、施策の効果的な実施を図ることが重要である。

その際には、国の求人情報や求職者情報等を地方自治体に提供するよう地方自治体から提案を受けた場合等についても、個人情報保護等に留意しつつ、対応することが必要である。

また、これまで展開されていた地方自治体との連携事業についても、「アクション・プラン」の趣旨を踏まえ、一層の連携・協力関係を築き、効果的な実施を図ることが必要である。

㈠　労働分野における国と地方自治体との連携窓口

平成二十二年度に引き続き、雇用対策連絡調整会議の開催及び職業安定部長を連絡責任者とする地方自治体との連絡窓口の活用等により、地方自治体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携を図り、地域の雇用情勢等に係る情報の共有に努めるとともに、相互の連携基盤を一層強化し、効果的な施策の実施を図る。

㈡　地方自治体との連携による総合的な就業・生活支援の実施

都道府県等が設置している求職者総合支援センターにおいて、都道府県等と都道府県労働局とが密接に連携することにより、求職者の総合的な就業・生活支援を図る。

㈢　地方自治体と一体となった雇用対策の推進

ア　都道府県等連携型ふるさとハローワーク

国と都道府県や政令指定都市とが、共同で就職支援を行う都道府県等連携型ふるさとハローワークにおいて、国による職業相談・職業紹介の実施と併せて、地方自治体が自ら行う施策や地域の雇用情勢を踏まえたセミナー、企業面接会等を行う。

イ　市町村連携型ふるさとハローワーク

国と市町村とが、連携し設置する市町村の庁舎等を活用した市町村連携型ハローワークにおいて、求人検索端末装置による求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を行う。

㈣　地方自治体等の雇用関連情報の提供

公共職業安定所等の雇用関連情報コーナーにおいて、地方自治体等の実施する助成金等の雇用関連情報を収集し、利用者のニーズに応じた情報提供等を行う。

㈤　地方自治体等と連携した積極的な広報活動

広報活動は、国民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるとともに、各種施策・制度の効果的な周知を行い、その施策目標を実現する観点からも重要な課題であることを踏まえ、パンフレット等の広報媒体は、都道府県労働局等の庁舎のみならず、地方自治体など関係機関を通じ、広く頒布するよう努める。

第四　平成二十三年度の主な雇用施策

一　公共職業安定所を拠点とした積極的就労・生活支援対策

企業による正規労働者を中心とした長期雇用慣行が雇用者の生活保障の大きな部分を担った高度経済成長期とは異なり、厳しい経営環境にある現在では、生活保障を企業による正規労働者を中心とした長期雇用慣行だけに頼ることは難しくなっており、失業しても再就職しやすい「トランポリン型社会」を構築することが求められている。

求職者支援制度が創設された場合には、その円滑な施行を図る必要がある。さらに、昨年度から通年的に行っている、住居を失った失業者や生活に困窮している者への支援に引き続き取り組み、これらの者に対する住居と安定的な就労機会を図るなど、雇用のセーフティネットとなる施策を円滑に実施し、経済的・社会的に弱い立場にある者への迅速かつ的確な支援を行うことが重要である。

このような取組により、公共職業安定所を拠点として、地方自治体等と連携しつつ、雇用と福祉の連携を図る積極的就労・生活支援を推進する。

㈠　求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対する第二のセーフティネットの強化が重要である。このため、当該求職者に、無料の職業訓練と訓練中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行うこととし、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」を平成二十三年第百七十七回通常国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には、緊急人材育成支援事業からの移行に向け、求職者等に対する周知・広報などの取組を実施し、その円滑な施行に努める。

さらに、公共職業安定所において、訓練修了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される訓練修了者に対する担当者制によるマンツーマン支援を行う。

㈡　雇用保険の機能強化

雇用保険制度について、そのセーフティネットとしての機能強化を図るため、①基本手当の日額の上下限等の引上げ、②再就職手当の給付率の引上げ等を盛り込んだ「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成二十三年第百七十七回通常国会に提出しているところである。同法案が成立した場合には、雇用保険受給者等に対する周知・広報などの取組を実施し、その円滑な施行に努める。

㈢　民間を活用した求職活動の促進（就職活動準備事業）

就職に対する準備不足等から求職者支援制度における職業訓練の受講により直ちに効果が得にくいと考えられる求職者について、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施することにより、その後の求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る事業を民間に委託して実施する。

㈣　地方自治体と公共職業安定所の協定に基づく就労・生活支援

生活保護や住宅手当の受給者等の就労による自立を促進するため、福祉施策を担う地方自治体と雇用施策を担う公共職業安定所とが、支援の対象者数、役割分担、事業目標等を盛り込んだ協定を締結し相互に緊密な連携を図りつつ、チーム支援を中心とした就労支援に積極的に取り組む。

㈤　パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施

地方自治体が求職者総合支援センターの枠組みを準用してパーソナル・サポーターを配置し、支援対象者に対して生活及び就労に関する個別的かつ継続的な相談等を実施する場合に、公共職業安定所においても就職支援ナビゲーターを配置し、パーソナル・サポーターと連携して、支援対象者に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。

㈥　メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化

非正規労働者については、きめ細かな就職支援と同時に、様々な生活支援を必要する者も多いことから、平成二十二年度から、非正規労働者総合支援事業の一環として、キャリアアップハローワーク等において、臨床心理士や弁護士等の専門家による巡回相談を実施している。平成二十三年度からは、これを拡充し、求職者のニーズに応じて主要な公共職業安定所においても、同様のサービスを実施する。

㈦　地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進

生活や住居に困窮する者がセーフティネット支援施策及び生活保護等関連支援施策を円滑かつ的確に利用できるよう、地方自治体を始めとする福祉部門の関係機関と雇用部門の関係機関とで構成する生活福祉・就労支援協議会を活用し、施策の一層の周知・広報、住居・生活支援アドバイザーによる適切な施策案内・関係機関への誘導、相談会の機動的な開催等により、年間を通じたワンストップ・サービスの充実を図る。